

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和 24 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 社 B 支店における資格取得日に係る記録を 24 年 2 月 1 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 24 年 2 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A 社 C 支店における資格取得日に係る記録を昭和 40 年 3 月 15 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正元年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 3 月 15 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①については、A 社 B 支店に昭和 24 年 1 月 1 日付けで採用され、厚生年金保険に加入していたはずであるが、厚生年金保険の資格取得日は同年 3 月 1 日となっており納得できない。

申立期間②については、昭和 40 年 3 月 15 日付けで A 社の関連事業所である D 社に転勤しているが、継続して勤務しており、40 年 3 月 15 日から同年 4 月 1 日までの間、厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管する A 社 B 支店において発令された辞令書により、昭和 24 年 1 月 1 日から A 社 B 支店に勤務していたことが確認できるとともに、申立人が保管する同年 2 月分の給与明細書に

より、申立人は 24 年 2 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、昭和 24 年 1 月分については、同月分の給与明細書では厚生年金保険料の控除が確認できないほか、A 社に照会したところ、「賃金台帳等の資料は保存期限到来により廃棄している。厚生年金保険料の控除月については、現在は当月控除であるが、当時は不明である。当時正社員として入社しても、研修期間中又は試用期間中の 1 か月から 3 か月間は、厚生年金保険に加入させない支店もあった。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険の資格取得日を昭和 24 年 2 月 1 日とし、同年 2 月の標準報酬月額については、申立人が保管する同年 2 月分の給与明細書の保険料控除額から、6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の昭和 24 年 2 月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、A 社に照会したところ、「申立人は、昭和 24 年 1 月から 47 年 10 月まで、A 社及び関連会社に継続して勤務しており、申立期間②についても当然ながら被保険者となるべき者である。申立期間である 40 年 3 月 15 日は、A 社 B 支店から D 社（在勤型の出向のため適用事業所としての所属は A 社 C 支店）に異動した時期であり、A 社 C 支店の資格取得手続きが遅れたものと思われる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 40 年 4 月のオンライン記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の昭和 40 年 3 月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間②に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 40 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から同年 12 月 29 日まで  
平成 4 年 2 月から 5 年 12 月まで A 社に事務員として勤務した。私の預金通帳によると、給与振込（手取）額はほとんど変わっていないのに、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録は、平成 5 年 2 月に 13 万 4,000 円から 10 万 4,000 円に下がっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、資格取得時（平成 4 年 2 月）においては 13 万 4,000 円、平成 4 年 10 月の定時決定においても 13 万 4,000 円、5 年 2 月の随時改定においては 10 万 4,000 円及び 5 年 10 月の定時決定においても 10 万 4,000 円となっている。

一方、申立人に係る「雇用保険受給資格者証」に記載された離職時賃金日額及び申立人の預金通帳に記載された平成 4 年 9 月から 5 年 12 月分給与の振込（手取）額から、申立人の申立期間の給与総支給額は、申立期間以前とほぼ同額であったことがうかがえる。

しかしながら、申立人の預金通帳によると、平成 5 年 2 月分以降の給与の振込（手取）額は、同年 1 月分より約 3,000 円増えているところ、標準報酬月額 13 万 4,000 円及び 10 万 4,000 円のそれぞれに相当する厚生年金保険料額の差も約 3,000 円であることから、5 年 2 月 1 日付けの随時改定により標準報酬月額が 13 万 4,000 円から 10 万 4,000 円に下がったことに伴って、厚生年金保険料控除額も下がって手取額が増えた可能性も考えられる。

また、オンライン記録によると、平成5年2月1日付けで随時改定となっている申立人を含む従業員7人全員の標準報酬月額が3等級から5等級下がっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが下がったという状況は無い。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者に係るオンライン記録をみても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

加えて、申立人は給与明細書など申立期間の厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を所持しておらず、当時の事業主、受託社会保険労務士、受託税理士及び同僚3人のいずれも、当時の賃金台帳や給与明細書等を既に廃棄している上、具体的な供述を得ることもできず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
昭和 47 年 2 月 1 日から 49 年 8 月 11 日まで継続してA事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が昭和 47 年 2 月 1 日から 49 年 8 月 11 日まで継続してA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としては昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まではB社、48 年 5 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まではC社、49 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まではD社、49 年 6 月 1 日から同年 8 月 12 日まではE社となっており、E社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 49 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した 19 人（申立人を除く。）全員の年金記録を確認したところ、申立人と同様に、D社の被保険者資格喪失日が同年 5 月 1 日となっており、申立期間の年金記録が無い。

また、申立人及び当時の係長を含むA事業所の従業員 3 人に確認したところ、いずれも申立期間について厚生年金保険料を給与から控除されたかどうかは不明としているほか、当時の係長は「A事業所は、当初B社グループが経営していたが、申立期間の頃にF社の子会社であるG社に経営が移管されたと思う。昭和 49 年 5 月の厚生年金保険が空白となっているのはそのためではないか。」と供述している。

さらに、D社は既に無く、E社の商業登記簿は確認できないほか、G

社はB社グループからA事業所の経営を引き継いだことは確認できるが、厚生年金保険の適用等については不明としており、申立期間について申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか確認することができない。

なお、申立人には給与明細書等の関係資料は無く、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで  
申立期間当時、会社から標準報酬月額が下げられるという事も聞いていないし、業務上の失態の覚えもないのに、11 万円だった標準報酬月額が 10 万 4,000 円に下がっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 60 年 10 月 1 日から平成 2 年 8 月 14 日まで A 社において厚生年金保険の被保険者となっているところ、申立期間のみ標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

一方、A 社が加入している B 厚生年金基金の加入員台帳の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、同時期に勤務していた 20 人の標準報酬月額の推移を見ると、申立人以外にも勤務期間の途中で下がっている者が確認でき、申立人の申立期間における標準報酬月額の減額が必ずしも不自然とは言い難い。

このほか、申立人は給与明細書等、申立期間の標準報酬月額を確認できる関連資料を所持しておらず、A 社も申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等を既に廃棄しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。